

# 泉大津市プレミアム付商品券取扱店募集要領

泉大津市商店連合会

## 1 商品券発行の目的

令和元年10月に予定されている消費税引上げの低所得者・子育て世帯への影響緩和、地域消費の喚起・下支えを目的とする。併せて商業の賑わい創出と地域経済の活性化を図る。

## 2 商品券の発行について

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 名称     | 泉大津市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）   |
| (2) 発行者    | 泉大津市（発行管理運営：泉大津市商店連合会）  |
| (3) 発行額    | 5億2千500万円（プレミアム25%を含む）（見込み）   |
| (4) 発行冊数   | 10万5千冊（見込み）   |
| (5) 発売価格   | 4,000円/冊  |
| (6) 商品券種類  | 1冊につき500円券10枚   |
| (7) 使用期間   | 令和元年10月1日から令和2年3月15日  |
| (8) 使用区域   | 原則市内。ただし、泉大津市商店連合会の会員である北助松商店街振興組合の組合員については高石市も含むものとする（北助松商店街に面していること）。 |
| (9) 購入上限額  | 1人5冊まで  |
| (10) 使用上限額 | 1回あたりの使用上限額（使用可能金額）については制限なし  |
| (11) 購入対象者 | 対象要件を満たす住民税非課税者及び子育て世帯の世帯主のうち、市から商品券購入引換券の交付を受けた者                       |

## 3 取扱いにおける厳守事項

- 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- 商品券を現金化することはできません。
- 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- 不足分は現金等で受け取ってください。
- 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 商品券の紛失及び盗難に対しては、全て自己責任とします。

## 4 商品券の使用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など）
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- 風俗営業法等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関わる支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 医療費、介護サービス費など保険適用されるもの
- その他、泉大津市商店連合会が指定するもの

## 5 取扱店の参加資格

泉大津市内に店舗及び事業所等を有する事業者とし、次に掲げる（1）～（4）に該当する事業者を除いたもので使用できるものとします。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- 上記[4. 商品券の使用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

## 6 取扱店の責務等

- 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びステッカー、のぼり旗を利用者が分かりやすい場所に提示してください。  
※「のぼり旗」については、屋外である店先などで使用する場合は、街行く人々の通行の妨げにならないようにすると共に、風の強い日には収納する等、安全には十分注意してください。尚、事故が起こった際には、自己責任とします。
- 本事業で配布したプロモーションツール（ポスター、ステッカー、のぼり旗、ポール、注水台等）については、本事業終了後に各参加店で責任を持って処分をしてください（処分費用は取扱店負担）。
- 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに泉大津市商店連合会まで報告してください。
- 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店を記入、受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- 商品券の交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入等）に使用しないでください。
- 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、滅失または偽造・模造、換金期限切れ等による損失

は取扱店の責務とし、発行者は責を負いません。

- (8) 商品券の見本を取扱店に配布しますので、真偽の判別は取扱店の責任においておこなってください。

## 7 申請手続きについて

### (1) 申請方法

この「取扱店募集要領」に同意のうえ、「泉大津市プレミアム付商品券」取扱店申請書・換金振込口座申請書及び「誓約書」に必要事項を記入・捺印し、泉大津市商店連合会へ郵送してください。

### (2) 申請書の提出先

◆泉大津市商店連合会  
〒595-0065 泉大津市若宮町6-5 TEL&FAX: 0725(32)6496  
※ご持参頂く場合は、事務局が不在の場合もありますので、お越しの前に電話連絡をお願いします。

### (3) 申請期間

令和元年6月26日(水)～7月10日(水)まで  
※7月10日(水)必着

### (4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、泉大津市商店連合会の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合には、後日、取扱店説明会の案内を郵送させていただきます(8月下旬予定)。

その他

- ①泉大津市内に複数の店舗があっても個別の店舗ごとに申し込みをしてください。
- ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込はできません。個別のテナントごとに申し込みをしてください。
- ③審査を経て、取扱店として承認された事業者は、9月12日(木)に予定している「プレミアム付商品券取扱店説明会」に参加の上、プロモーションツールを受け取ってください。  
※「プレミアム付商品券取扱店説明会」を欠席された場合は、商品券使用開始日までにプロモーションツールを受け取りに来てください。

## 8 換金について

### (1) 換金方法

- ①取扱店は、商品券の裏面にある所定欄にボールペンなどで、取扱店を記入、受領印もしくは代表者印を捺印の上、「泉大津市プレミアム付商品券換金申込書(以下、「換金申込書」という)」に必要事項を記入してください。
- ②「使用済み商品券」「換金申込書」並びに「取扱店登録証明書」を持参の上、令和元年10月

1日よりテクスピア大阪(泉大津市旭町22-45)にて開設予定の泉大津市プレミアム付商品券事務局(以下、「事務局」という)にお越しください。

- ③事務局で、「換金申込書」の記載事項と「使用済み商品券」の枚数確認をした後、「換金申込書(事業所控)」に受領印を押印しますので、「換金申込書(事業所控)」を受取り、受領印を確認の上、振込されるまで大切に保管してください。

### (2) 換金に必要なもの

- ①使用済み商品券(商品券裏面に必要事項を記入の上、代表者の捺印がされているもの)
- ②泉大津市プレミアム付商品券換金申込書
- ③取扱店登録証明書

### (3) 換金申請受付期間

令和元年10月1日(火)から令和2年3月25日(水)まで  
※上記期間を過ぎても換金には、一切応じられませんのでご注意ください。

### (4) 入金までの日数

「プレミアム付商品券換金申込書」を提出後、5営業日(土・日・祝日並びに年末年始の休業日(12月28日～1月5日)を除く)以内に登録口座に振込します。

### (5) 事務局の営業時間

月曜日から金曜日の午前10時～午後4時まで(※換金申請受付時間は午後3時30分まで)  
※但し、土・日・祝日、12月28日(土)～1月5日(日)までは休業します。

## 9 取扱店の取消等

この「泉大津市プレミアム付商品券取扱店募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や商品券取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、これを請求する場合があります。

## 10 その他留意事項

- (1) この「泉大津市プレミアム付商品券取扱店募集要領」に記載されていない事項は、泉大津市商店連合会へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報(店舗名称、所在地等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、チラシやホームページ等で広報します。

### 《お問い合わせ先》

泉大津市商店連合会  
〒595-0065 泉大津市若宮町6-5  
TEL: 0725(32)6496